

障がい者団体の活動を応援します！！

～障がい者団体活動助成～

例えば...

障がい当事者やその家族
同士の親睦、交流会

障がい特性や病気に対
する理解を深めるための
講演会

日頃の活動の中で、このようなこともしてみたいとい
うご希望はありませんか？

市民社協では

～歳末たすけあい・地域福祉活動募金を財源とした助成制度を設けています～

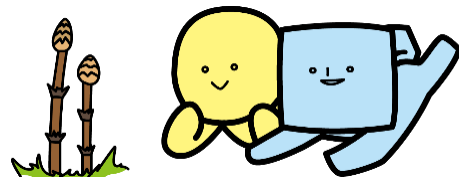
- 対象団体** 障がい当事者や家族等で構成され、以下の全てに当てはまる団体
- 法人格のない団体
 - 会則や規約等があり、歳末たすけあい・地域福祉活動募金へ協力できる団体

対象事業 主に武蔵野市民を対象とし、武蔵野市内で行われる活動

- 助成額** 助成額 年1回の活動…7万円
通年の活動…15万円
- 申請額は事業費の80%以下としてください。

審査 令和6年5月28日（火）までに裏面の書類を市民社協にご提出ください。
書類審査後、交付を決定します。

※主に18歳未満の子どもやその家族を対象とした活動は、
市民社協の「子ども・子育て支援助成」を申請してください。
障がい児の団体の助成額は、上記と同額です。



障がい者団体活動助成提出書類一覧

令和6年5月28日（火）までに、市民社協まで郵送または持参にて提出してください。

① 申請書作成

市民社協ホームページから書式をダウンロードできます。

書式のダウンロードはこちら⇒



<提出する書類>

- | | |
|------------------------------|------------------------|
| (1) 障害者団体活動助成交付申請について（第1号様式） | (2) 交付申請書（別紙1） |
| (3) 申請事業計画書（別紙2-1） | (4) 当年度団体の事業計画書（別紙2-2） |
| (5) 申請事業収支予算書（別紙3） | (6) 前年度団体の事業報告書（別紙4-1） |
| (7) 前年度団体の収支決算書（別紙4-2） | (8) 団体構成員名簿（別紙5） |
| (9) 会則・規約等 | |

② 申請書提出

令和6年5月28日（火）17時までに郵送または持参にて市民社協へ提出（必着）。

書類の不備があった場合は、後日再提出していただけます。（メールでの提出も可。必ず事前に電話連絡の上、以下のアドレスにお送り下さい）

※再提出の締切も5月28日（火）までとなりますので、ご注意ください。

③ 助成金交付決定

6月中旬に各団体に決定通知をお送りします。

交付決定通知書が届いたら、助成金交付請求書をご提出ください。ご提出後、指定の口座に振り込みます。

④ 事業の変更

申請事業の実施予定日、予定回数、会場の変更等があった場合は、必ず市民社協にご連絡ください。

チラシを作成した場合は、市民社協に20部お持ちください。

⑤ 事業終了

市民社協に「実績報告書」「収支報告書」「活動の写真」を提出してください。

※令和7年4月25日までに提出がない場合は、令和7年度のこの事業への申請はできません。必ずご提出ください。

※活動の写真は広報紙等に公表させていただく場合があります。

<注意事項>

- ◆申請事業の実施時に印刷物を発行する際には、「本事業は、『歳末たすけあい・地域福祉活動募金』等を充てています。」と記載してください。
- ◆市民社協の後援申請は、許可までに2～3週間くらいかかることがあります。必要とする場合は、早めにお知らせください。

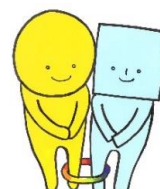
【問い合わせ】

社会福祉法人 武蔵野市民社会福祉協議会（市民社協）

〒180-0001 武蔵野市吉祥寺北町1-9-1

TEL : 0422-23-0701 FAX : 0422-23-1180

E-Mail : shimin@shakyou.or.jp



市民社協キャラクター
あいあい